

大阪府建築健康保険組合
帯状疱疹ワクチン予防接種費用補助金交付
実施要項

帯状疱疹は、50歳以上から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症し、高齢発症者の約2割の方が帯状疱疹後神経痛を合併すると報告されています。

帯状疱疹の発症や重症化を予防するワクチン接種の費用負担を軽減するため、令和7年度より新規の保健事業として帯状疱疹ワクチン予防接種の補助を実施します。

組合の補助対象となる帯状疱疹ワクチンは、弱毒化生ワクチン、ビケン®、田辺三菱製薬(1回接種)と不活化組換えワクチン、シングリックス®、GSK製薬(2回接種)の2種類のうち1種類です(両者併用は認められていません)。

1. 対象者 50歳以上の被保険者・被扶養者

接種年度内に65歳になる方と国の5年間経過措置により70歳・75歳になる方は、定期接種(市町村自治体から公費助成あり)の対象となり、組合からの補助金交付の対象外となります。また、50歳以上を任意接種の助成対象とする一部の自治体居住者で公費助成を受けられた方は、組合からの補助金交付の対象外となります。

2. 実施期間 令和7年4月1日接種分より 通年

3. 補助額 上限4,000円までの実費

4. 請求方法 必要書類①②を組合へ提出してください。

①帯状疱疹の予防接種費用補助金請求書

*事業所で実施された場合は、請求者一覧表を添付してください。

②領収書の写し(接種者の氏名、接種日等がわかるもの)

*シングリックスの場合は、2回接種後に2回分を合わせて領収書の写しを提出してください。

*原本を提出された場合、返却いたしませんのでご注意ください。

5. 請求期間 最終接種日より2年以内(組合必着)

※公費助成については、お住まいの自治体HPでご確認ください。

※帯状疱疹ワクチンの効果、効果持続期間、副反応などの医薬品情報は、ワクチン販売元(田辺三菱製薬、GSK製薬)あるいは厚生労働省のHPでご確認ください。

組合補助金の交付手続きについては、組合事業部までお問い合わせください。
請求書等は当組合HPからもダウンロードできますのでご利用ください。

大阪府建築健康保険組合 事業部

TEL 06-6942-3622

HP <https://www.kenchiku-kenpo.or.jp>